

随意契約及び比較見積りを省略する理由書

工事名：寝屋川南部地下河川外 平野川調節池外ポンプ設備改修工事

本工事は、平野川調節池（今川排水機場）の主ポンプ及び兼用ポンプ、平野川分水路排水機場の主ポンプ設備及び2次冷却水ポンプの改修を行うものである。

1. 隨意契約理由

今川排水機場及び平野川分水路排水機場は、寝屋川流域の浸水被害を防ぎ、府民の安心・安全を確保するための防災施設である。今回改修する当該設備は、排水機場の根幹的な設備であり、常にその状態を良好に維持することが必要である。

本工事は、当該設備の高い信頼性と安定した運転を確保するために、腐食、摩耗、異常を確認し、分解清掃・測定・部品交換・調整等を行うことにより、排水設備として性能を維持するものである。

これらの設備は、製作会社固有のまたは独自に開発された技術により設計・製作されたものであり、本工事を実施する際には、設計・製作技術に関する詳細な設計資料、改修に伴う専用部品の入手が必要であるため、他社では実施できないものである。

以上のことから、本工事を実施できるのは、設計・製作を行った株式会社電業社機械製作所以外になく、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、同社大阪支店と随意契約を締結したい。

2. 比較見積省略理由

本府財務規則第62条の規定に基づき複数の者から見積もりを徴取すべきであるが、同規則の運用第62条関係第2項第1号（特定の者でなければ履行できないもの）の規定により、比較見積りの徴取を省略する。